

総合型地域スポーツクラブ上川ネット規約

(名 称)

第1条 この会は、総合型地域スポーツクラブ上川ネット（以下「上川ネット」という。）と称する。

(目 的)

第2条 上川ネットは、上川管内の総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）相互の連携協調を図り、地域に根ざした生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 上川ネットは、前条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

- (1) クラブ相互の交流、連絡、調整、協力、情報交換に関する事。
- (2) 全道関係組織との連携に関する事。
- (3) 関係諸機関との連絡調整に関する事。
- (4) その他必要と認める事項。

(構 成)

第4条 上川ネットは、第2条に規定する目的に賛同するクラブをもって構成する。

(会 議)

第5条 会議は、前条に規定するクラブから1名以上の出席者をもって構成する。

- 2 会議は、役員を選出、年度の方針、事業、予算、決算、規約の改正、その他運営事項を審議決定する。
- 3 会議の決議は、前条に規定するクラブの過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役 員)

第6条 上川ネットに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 役員任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、上川ネットを代表し、会務を総括する。
 - (2) 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代表する。
- (4) 監事は、上川ネットの会計を監査する。

(会 計)

- 第7条 上川ネットの経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 年会費は、1クラブ5,000円とする。
 - 3 上川ネットの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

- 第8条 上川ネットの事務処理のため、事務局を公益財団法人旭川市体育協会内に置く。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、上川ネットの運営について必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月5日から施行する。